

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示

○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正..... (環境保全課)	37
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正..... (環境保全課)	37
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正..... (環境保全課)	37
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	37
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	38
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課)	38
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	38
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	38
道立紋別病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	39

告示

北海道告示第704号

昭和63年北海道告示第315号(騒音規制法に基づく規制地域等の指定)の一部を次のように改正し、平成18年9月1日から施行する。

平成18年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

千歳市、紋別市、音更町、芽室町及び標茶町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

(「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第705号

昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年9月1日から施行する。

平成18年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

千歳市、紋別市、音更町、芽室町及び標茶町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

(「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第706号

平成元年北海道告示第397号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定)の一部を次のように改正し、平成18年9月1日から施行する。

平成18年8月22日

北海道知事 高橋 はるみ

留萌市、紋別市、音更町、芽室町及び標茶町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

(「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第707号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(新明地区畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きょ))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成18年8月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第708号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
清 賀	畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水)	平成13. 3.21
同	同 (農道、区画整理)	同 17.10.31
同	同 (暗きよ、土層改良)	同 18. 2.10
福 浜	同 (農業用排水)	同 16. 8.31
同	同 (農道)	同 17.11.10
同	同 (区画整理、暗きよ)	同 16. 2.10
同	同 (土層改良)	同 17. 2.10
同	同 (農用地造成)	同 1. 5.31
豊 郷	同 (農業用排水)	同 15. 1.10
同	同 (農道)	同 13.12.18
同	同 (区画整理)	同 17. 7.20
同	同 (暗きよ、土層改良)	同 18. 1.31
日高第3	ため池等整備[用排水施設整備]	同 17.12. 8
朝日中央	農免農道整備	同 17.11.30

北海道告示第709号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成18年8月4日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函東工業株式会社
- (2) 住 所 函館市浅野町3番11号

4 落札金額

109,410,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年6月23日付け北海道告示第560号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第710号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字上里1016の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道檜山支庁産業振興部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第711号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年8月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 発足線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩内郡共和町発足2627番地先から 岩内郡共和町発足2636番地先まで	前		15.00mから	110.00m	
			22.00mまで		
	後	15.00mから	110.00m		
		後	17.00mから	128.00m	
			22.00mまで		

道立紋別病院告示

北海道立紋別病院告示第8号

平成18年北海道立紋別病院告示第7号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成18年8月22日

北海道立紋別病院長 及川郁雄

9の事項を次のように改める。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立紋別病院庶務課

(2) 所在地 郵便番号 094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 0158-24-3111 内線 305

